

# 青森県報

第七百十六号

令和六年  
一月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定  
 ○ 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 一

### 公 告

○ 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 二  
 ○ 右 同…………… ( 同 ) …… 三  
 ○ 中型ノンステップバス(路線型改造)の交換に係る一般競争入札…………… (会計管理課) …… 四

## 告 示

### 青森県告示第三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和六年一月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏名	名	称	所 在 地	担当する診療科名	指 定 年 月 日
難病指定	野村 彩美	弘前大学医学部附属病院	五三	弘前市大字本町	耳鼻咽喉科 頭頸部外科	令和五・三・三
難病指定	明本 由衣	弘前大学医学部附属病院	五三	弘前市大字本町	病理診断科	五・三・三
難病指定	梅津 英典	弘前大学医学部附属病院	五三	弘前市大字本町	小児科	〃
難病指定	橋本 峻	弘前大学医学部附属病院	五三	弘前市大字本町	小児科	〃
難病指定	藤田 彩香	弘前大学医学部附属病院	五三	弘前市大字本町	リハビリテーション科	六・一・九

### 青森県告示第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年一月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	年月日

公 告

株式会社 ふあみりあ	五所川原市大字 中泉字田川二〇 の二	重度訪問 介護	訪問介護 ふあみりあ	五所川原市大字 高野字北原二二 の一	〃
株式会社 ふあみりあ	五所川原市大字 中泉字田川二〇 の二	居宅介護	訪問介護 ふあみりあ	五所川原市大字 高野字北原二二 の一	六・一・三
有限会社さ いとう重機	秋田県鹿角郡小 坂町大字上向字 坂三の二	短期入所	グループ ホームアン サンブル	弘前市大字湯口 字一ノ細川八一 の二五	〃
有限会社さ いとう重機	秋田県鹿角郡小 坂町大字上向字 坂三の二	共同生活 援助	グループ ホームアン サンブル	弘前市大字湯口 字一ノ細川八一 の二五	令和 六・一・二

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
よこまちストア五戸店  
三戸郡五戸町字下モ沢向二五の三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社よこまち  
八戸市大字尻内町字八百刈三九の三  
代表取締役 横町俊明
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社よこまち 八戸市大字尻内町字八百刈三九の 三 代表取締役 横町俊明	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更後	令和 六・一・三
-----	--	--	-----	-------------

- 四 届出年月日  
令和六年一月十二日
- 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場

2 期間

令和六年一月二十六日から同年五月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年五月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語



- 2 期間  
令和六年一月二十六日から同年五月二十七日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限  
令和六年五月二十七日

2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項
  - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

中型ノンステップバス（路線型改造）の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年一月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

中型ノンステップバス（路線型改造） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和六年十二月十三日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和六年二月十五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、

これに応じなければならない。  
(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。  
(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和六年三月八日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。  
2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
One (1) Medium-Sized Low-floor Bus (exchange purchase)  
2 Time limit for tender:  
8 March 2024

(Please refer to the bid manual for the start time)

3 Contact Point for the notice:  
Accounts Management Division  
Accounting Bureau  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭